

佐賀県告示第 176 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 2 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
医療法人良歯会よしだ歯科医院	嬉野市嬉野町大字吉田丁 4535 番地 2	平成 30 年 6 月 30 日
寺谷歯科・矯正歯科クリニック	佐賀市西与賀町大字厘外 739 番地 7	平成 30 年 8 月 31 日
江口薬局	西松浦郡有田町稗古場二丁目 10 番 9 号	平成 30 年 9 月 30 日
医療法人ゲズンハイトひげドクターのお元気でクリニック	佐賀市大和町大字久池井 1839 番地 43	平成 30 年 10 月 1 日